




性暴力被害者への支援の法定化を求める意見書

上記、議案書を別紙のとおり提出します。

平成29年 9月14日

栗東市議会
議長 小竹 庸介 様

提出者 栗東市議会議員 田村隆光 
賛成者 栗東市議会議員 林 好 男 
賛成者 栗東市議会議員 中村易司 

性暴力被害者への支援の法定化を求める意見書（案）

性暴力被害にあっては、被害者の人権が著しく侵害され、深刻な被害が生じます。同時に、被害者がその被害の性質上、支援を求めることが難しく、事件として顕在化するものは氷山の一角に過ぎません。

性暴力被害の特殊性、深刻性に鑑み、性暴力被害者が被害を受けたときから直ちに必要十分な支援を受け、中長期的にも支援が継続されるよう、ワンストップ支援センターを法定化し、各都道府県での設置、適切な支援の提供、支援を行う人材の育成、安定的な運営が確保されるようにすべきです。

よって本議会は、政府に対し、性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置、適切な支援の提供を含め、次の項目を含む施策の早急な実施を要望します。

1. 性犯罪、性暴力被害者ワンストップ支援センターの設置を都道府県に促すことを内容とする法律を早急に制定し、被害者に寄り添う形での緊急時、中長期にわたる支援を法定化すること。
2. 法律に基づき、性暴力被害者に対する支援のための施策を総合的に策定し、あわせて、被害者に寄り添う支援を行う為の人材育成等、必要な財政上等の措置を講ずること。
3. 政府は、ワンストップ支援センターへの援助などを定める性犯罪等被害者支援基本計画を策定すること。
4. 上記3の基本計画の策定をはじめ関連する施策の立案においては、性暴力被害者、その支援者などがその立案過程に参加し、実態に即した形で行われるようにすること。
5. 都道府県による性暴力被害者支援計画の策定を支援すること。
6. 性暴力被害者の状況、政府が講じた性犯罪等被害者支援施策の実施の状況等に関する報告書を公表すること。

7. 刑法の3年後見直しに向けて、刑事手続きにおける被害者の負担を可能な限り軽減する方策、未成年者に対する性犯罪に係る公訴時効について等の検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

2017年 月 日

栗東市議会

議長 小竹庸介

衆議院議長 大島 理森 殿

参議院議長 伊達 忠一 殿

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

内閣官房長官 菅 義偉 殿

内閣府特命担当大臣（少子化対策・男女共同参画） 松山 政司 殿

法務大臣 上川 陽子 殿

財務大臣 麻生 太郎 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

国家公安委員会委員長 小此木 八郎 殿